



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
8 月 28 日 (金)
第 733 号

目 次

告 示

○令和 8 (2026) 年度自衛官の募集期間等	605
○県税に関する申告期限の延長等	606
○指定管理者の指定に係る変更	607
○生活保護法による指定医療機関の指定	607
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	608
○生活保護法による指定医療機関の指定辞退	608
○土地改良区合併の認可	608
○令和 9 (2027) 年度及び令和 10 (2028) 年度における建設工事に係る競争入札参加資格	609
○令和 9 (2027) 年度及び令和 10 (2028) 年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格	612
○都市計画の変更及び図書の縦覧	613
○指定管理者の指定に係る変更	614

公 告

○患者の届出	614
○令和 9 (2027) 年度及び令和 10 (2028) 年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等	614
○令和 9 (2027) 年度及び令和 10 (2028) 年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等	616
○開発行為の工事完了	618

正 誤

○令和 8 (2026) 年第 714 号中	618
------------------------	-----

告 示

栃木県告示第 423 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条、第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定に基づき、自衛官の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

令和 8 (2026) 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

募 集 種 目 等	募 集 期 間	試 験 期 日	試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
任期制自衛官 (陸・海・空) (男子・女子)	令和 8 (2026) 年 9 月 4 日 (金) から同年 10 月 29 日 (木) まで	1 学科試験、適性検査及び作文 (Web 試験方式) 令和 8 (2026) 年 11 月 8 日 (日) 及び同月 9 日 (月) (任意の 1 日)	(志願者に別途通知)	(志願者に別途通知)
		2 口述試験及び身体検査 令和 8 (2026) 年 11 月 14 日 (土) 及び同月 15 日 (日) (指定の 1 日)	陸上自衛隊 北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町 1360 番地

				(変更がある場合は、 志願者に別途通知)
	令和 8 (2026) 年 10 月 30 日 (金) から同年 11 月 19 日 (木) まで	1 学科試験、適性検査及び作文 (Web 試験方式) 令和 8 (2026) 年 12 月 6 日 (日) 及び同月 7 日 (月) (任意の 1 日)	(志願者に 別途通知)	(志願者に 別途通知)
		2 口述試験及び身体検査 令和 8 (2026) 年 12 月 12 日 (土)	陸上自衛隊 北宇都宮駐 屯地	宇都宮市上 横田町 1360 番地 (変更がある場合は、 志願者に別途通知)
一般曹候補生 (陸・海・空) (男子・女子)	令和 8 (2026) 年 9 月 15 日 (火) から同年 11 月 20 日 (金) まで	1 学科試験、適性検査及び作文 (Web 試験方式) 令和 8 (2026) 年 11 月 29 日 (日) 及び同月 30 日 (月) (任意の 1 日)	(志願者に 別途通知)	(志願者に 別途通知)
		2 口述試験及び身体検査 令和 9 (2027) 年 1 月 9 日 (土)	陸上自衛隊 北宇都宮駐 屯地	宇都宮市上 横田町 1360 番地 (変更がある場合は、 志願者に別途通知)

(市町村課)

栃木県告示第424号

栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）第13条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）又は同条例若しくは栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号）に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「申告等期限」という。）のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和 8 (2026) 年 7 月 28 日以降に到来するものについては、自動車税（賦課期日後に納税義務が発生したものに係るものに限る。）及び狩猟税を除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

なお、個人の県民税の申告等期限については、当該税に併せて課される個人の市町村民税の申告等期限の処置の例による。

令和 8 (2026) 年 8 月 28 日

栃木県知事 福田 富 一

県 名	指 定 地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町

(税務課)

栃木県告示第425号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 (2026) 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 の 名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日
栃木県グリーン スタジアム	A L S O K 北 関 東株式会社	指定管理者の 名称	北関東総合警備 保障株式会社	A L S O K 北 関 東株式会社	令和 8 (2026) 年 7 月 10 日
		指定管理者の 代表者の氏名	代表取締役 青木 靖典	代表取締役 青木 克将	令和 8 (2026) 年 6 月 18 日

(スポーツ振興課)

栃木県告示第426号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和 8 (2026) 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 8 (2026) 年 7 月 1 日	足利第一クリニック	足利市大月町1031
令和 8 (2026) 年 8 月 1 日	ごとう脳神経外科・救急科クリニック	栃木市今泉町1-2-6
令和 5 (2023) 年 2 月 21 日	今泉歯科医院	栃木市今泉町2-11-34
令和 8 (2026) 年 8 月 1 日	とちぎセントラル歯科	栃木市都賀町合戦場861-1
令和 8 (2026) 年 8 月 1 日	いまいずみ薬局	栃木市今泉町1-2-6
令和 7 (2025) 年 6 月 1 日	うわのまちクリニック	鹿沼市上野町311-4
令和 8 (2026) 年 7 月 1 日	新沢クリニック	日光市今市814-1
令和 8 (2026) 年 8 月 1 日	あくつ眼科矢板院	矢板市末広町25-1
令和 8 (2026) 年 8 月 1 日	リーフデンタルクリニック	那須塩原市西幸町7-10

2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令 和 8 (2026) 年 7 月 1 日	株式会社ファース トナース 代表取 締役 橋本 真奈 歩	東京都港区新橋2丁目 12-16	訪問看護ステー ションあやめ佐野 堀米	佐野市堀米町60-1 須 田アパートB号室

令和 8 (2026) 年 7 月 1 日	株 式 会 社 N・ フィールド 代表 取締役 郷田 泰 宏	大阪府大阪市堂島浜一丁 目 4-4 アクア堂島	訪問看護ステー ション デューン 佐野	佐野市堀米町 608-8 オフィス堀米 1 階 A 号室
-----------------------------	---	----------------------------	---------------------------	---------------------------------

栃木県告示第427号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の 2 の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 8 （2026） 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 8 （2026） 年 6 月 30 日	足利第一病院	足利市大月町1031
令和 8 （2026） 年 6 月 30 日	小松屋薬局	足利市通 2 -2625
令和 8 （2026） 年 6 月 30 日	メイプル薬局	足利市福富町2096- 1
令和 8 （2026） 年 6 月 30 日	新沢外科	日光市今市814- 1

栃木県告示第428号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第51条第 1 項の規定により指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 8 （2026） 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 8 （2026） 年 6 月 23 日	とみづか歯科医院	日光市荊沢600- 1

（地域福祉課）

栃木県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 （2026） 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 認可年月日

令和 8 （2026） 年 8 月 21 日

- 2 合併後存続する土地改良区の名称
西鬼怒川土地改良区
- 3 合併により解散する土地改良区の名称
下田原北部土地改良区

II

- 1 認可年月日
令和 8 (2026) 年 8 月 21 日
- 2 合併後存続する土地改良区の名称
うつのみや中央土地改良区
- 3 合併により解散する土地改良区の名称
上石那田土地改良区

(農地整備課)

栃木県告示第430号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により令和9（2027）年度及び令和10（2028）年度に県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）を定めたので、自治令第167条の5第2項（自治令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 県が発注する建設工事

県が発注する建設工事は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事とする。

2 競争入札参加資格

一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項及び5の技術評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとし、このうち別表一に掲げる建設工事の種類については、請負対象額と対応させた等級に格付を行うこととする。ただし、特例政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札参加資格については、一般競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(8)までのいずれかに掲げる者であること。

- (1) 自治令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 自治令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
- (3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者
- (4) 法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者
- (5) 次のアからウまでに定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (6) 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）第1の第1号の2に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）が、

令和9(2027)年度及び令和10(2028)年度における競争入札参加資格審査を申請する日の1年7月前の日が属する事業年度の事業年度終了日以降にある経営事項審査(告示に定める項目及び基準により審査が行われ、かつ申請日時点で総合評定値の通知を受けたものに限る。以下同じ。)を受けていない者又は経営事項審査を受けている者で法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(7) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者

ア 令和9(2027)年度及び令和10(2028)年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者

イ アの申請に際し送信する工事経歴書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者

ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(8) 法第3条の規定による許可を受けていない者

4 経営事項審査評価事項

審査基準日における経営事項審査の項目

5 技術評価事項

(1) 令和8(2026)年10月1日の前日までの3年間に於いて県が発注し、完成した建設工事の工事種別ごとの工事実績

ただし、建築一式工事、電気工事、管工事については令和8(2026)年10月1日の前日までの5年間に於いて県が発注し、完成した建設工事の工事実績

(2) 栃木県優良建設工事表彰要綱に基づく令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までに於ける優良建設工事表彰受賞歴

(3) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく令和8(2026)年10月1日の前日までの2年間に於ける指名停止及び指名停止に至らない事由に関する措置の状況

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者の雇用に関する状況

(5) 更生保護法(平成19年法律第88号)第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者の雇用実績及び管轄保護観察所における協力雇用主登録の有無

(6) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第5項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無

(7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第9条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無並びに栃木県「男女生き生き企業」認定制度実施要綱に基づく認定の有無

(8) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定による基準に適合する事業主である旨の認定の有無

(9) 関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく災害時の基礎的事業継続力認定の有無

(10) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項に規定する消防団への従業員の加入・活動状況

(11) 労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの加入の有無

(12) とちぎ健康経営事業所認定制度実施要領に基づく認定の有無又は経済産業省が実施する健康経営優良法人認定制度に基づく認定の有無

6 栃木県及び県内市町との共同受付

栃木県及び別表二に掲げる県内の市町において、競争入札参加資格に係る共同受付を実施することとし、別表二に掲げる市町の競争入札参加資格の認定を希望する者は、栃木県県土整備部監理課へ申請を行うこととする。

7 その他

- (1) 随時審査による競争入札参加資格については、別に公示する。
- (2) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

別表一

1 土木一式工事

等 級	請 負 対 象 額
S A	5,000万円以上
A	3,000万円以上1億円未満
B	1,000万円以上3,000万円未満
C	1,000万円未満

2 建築一式工事

等 級	請 負 対 象 額
S A	5,000万円以上
A	3,000万円以上2億円未満
B	1,000万円以上3,000万円未満
C	1,000万円未満

3 電気工事、管工事及び解体工事

等 級	請 負 対 象 額
A	2,000万円以上
B	500万円以上2,000万円未満
C	500万円未満

4 ほ装工事

等 級	請 負 対 象 額
A	1,500万円以上
B	500万円以上1,500万円未満
C	500万円未満

5 造園工事

等 級	請 負 対 象 額
A	1,000万円以上
B	1,000万円未満

6 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事

等 級	請 負 対 象 額
A	500万円以上
B	500万円未満

別表二

競争入札参加資格に係る栃木県との共同受付を実施する市町

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那珂川町

栃木県告示第431号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により令和9（2027）年度及び令和10（2028）年度に県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を定めたので、政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により次のとおり公示する。

令和8（2026）年8月28日

栃木県知事 福田 富 一

1 県が発注する測量・建設コンサルタント等業務

県が発注する測量・建設コンサルタント等業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 測量業務

一般測量、地図の調製、航空測量

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

意匠、構造、電気、機械

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園その他の土木関係建設コンサルタント業務

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

土地評価、物件・権利調査、事業関連調査、登記手続等

(6) その他の業務

河川敷等の草刈り業務、側溝清掃業務その他(1)から(5)までに含まれない業務

2 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、これを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(7)までのいずれかに掲げる者であること。

(1) 政令第167条の4第1項に該当する者

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者

(3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者

(4) 法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者

(5) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者

ア 令和9（2027）年度及び令和10（2028）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者

イ アの申請に際し送信する測量等実績調書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者

ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

- (6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
(7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

4 栃木県及び県内市町との共同受付

栃木県及び別表に掲げる県内の市町において、競争入札参加資格に係る共同受付を実施することとし、別表に掲げる市町の競争入札参加資格の認定を希望する者は、栃木県県土整備部監理課へ申請を行うこと。

5 その他

随時審査による競争入札参加資格については、別に公示する。

別表

競争入札参加資格に係る栃木県との共同受付を実施する市町
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那珂川町

(監理課)

栃木県告示第432号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 都市計画の種類及び名称

那須塩原都市計画道路 3・3・2 号黒磯那須北線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

那須塩原市新上厚崎、上厚崎 1 丁目、上厚崎 2 丁目、上厚崎 3 丁目、上厚崎 4 丁目、上厚崎 5 丁目、馬蹄形、杓掛新田、杓掛、北弥六、前弥六の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市政策課

II

1 都市計画の種類及び名称

那須塩原都市計画道路 3・3・9 号産業通り

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

那須塩原市三区町、四区町、上大貫、下大貫の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市政策課

III

1 都市計画の種類及び名称

大田原都市計画道路 3・3・3 号野崎こ線橋通り

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

大田原市上石上の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市政策課

(都市政策課)

栃木県告示第433号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 (2026) 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 の 名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日
栃木県防災館	A L S O K 北 関 東株式会社	指定管理者の 名称	北関東総合警備 保障株式会社	A L S O K 北 関 東株式会社	令和 8 (2026) 年 7 月 10 日
		指定管理者の 代表者の氏名	代表取締役 青木 靖典	代表取締役 青木 克将	令和 8 (2026) 年 6 月 18 日

(消防防災課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家 畜 の 種 類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭羽群数	発生場所 又は 区 域	発 生 年 月 日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1 頭	市貝町	令和 8 (2026) 年 8 月 17 日	法令殺

(畜産振興課)

○令和 9 (2027) 年度及び令和10 (2028) 年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

令和 9 (2027) 年度及び令和10 (2028) 年度における建設工事に係る競争入札参加資格（令和 8 (2026) 年栃木県告示第430号。以下「告示」という。）1 の県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第12号）第150条第2項（同規則第159条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告する。

令和 8 (2026) 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 受付期間

令和 8 (2026) 年10月19日から同年11月30日まで

2 審査基準日

令和 9 (2027) 年度及び令和10 (2028) 年度における競争入札参加資格審査を申請する日

ただし、3 の(2)にて別に定める場合を除く。

3 申請方法

(1) 電子申請

一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う申請（以下「電子申請」という。）によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20 TEL028-623-2390）に郵送により提出すること。ただし、ウに掲げる書類で健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（告示 3 の(5)の届出をしていることをいう。以下同じ。）又はそれらに加入する義務がないこと（告示 3 の(5)の届出の義務がないことをいう。以下同じ。）を確認できる場合については、イに掲げる書類を提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県建設工事競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書（その 3 の 3）及び県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）（以下「県税納税証明書」という。）、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書（その 3 の 2）及び県税納税証明書（県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。）

イ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること又はそれらに加入する義務がないことを確認できる書類の写し

ウ 告示 3 の(6)の審査基準日が、令和 9（2027）年度及び令和10（2028）年度における競争入札参加資格審査を申請する日の 1 年 7 月前の日が属する事業年度の事業年度終了日以降にある建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第 1 項の規定による総合評定値の通知の写し

エ 申請者が令和 8（2026）年 6 月 1 日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第 7 項に規定する事業主であって、同日現在において障害者（告示 5 の(4)の身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）を 1 人以上、かつ、同条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）様式第 6 号から様式第 6 号の 4 までのいずれか）の控えの写し

また、申請者が令和 8（2026）年 6 月 1 日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第 7 項に規定する事業主以外の者であって、障害者を 1 人以上雇用しているときは、障害者の雇用を証する書類

オ 申請者が更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条第 1 項に規定する更生緊急保護を受けている者を 2 年以内に 3 ヶ月以上継続して雇用した実績を有するときは、雇用実績を証する書類

また、管轄保護観察所に協力雇用主登録をしている者であるときは、登録していることを証する書類

カ 申請者が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第 1 項又は第 4 項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）第 1 条及び第 2 条関係）の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

キ 申請者が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第 8 条第 1 項又は第 7 項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号）第 1 条及び第 5 条関係）の控えの写し

し

また、申請者が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第11条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

もしくは、栃木県「男女生き活き企業」認定制度実施要綱第4条に基づく認定を受けたときは、認定証の写し

ク 申請者が青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による基準に適合する事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第17条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合事業主認定通知書の写し

ケ 申請者が申請の日において関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく認定を関東地方整備局長から受けているときは、認定証の写し

コ 申請者が従業員のうち2名以上が消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項に規定する消防団に加入・活動している者であるときは、従業員の雇用及び消防団の加入等を証する書類、又は栃木県消防団協力事業所表示制度に基づき交付した表示証の写し

サ 申請者が労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの会員であるときは、当該会員であることを証する書類

シ 申請者がとちぎ健康経営事業所認定制度実施要領第5条に基づく認定を受けたとき、又は経済産業省が実施する健康経営優良法人認定制度に基づく認定を受けたときは認定証の写し

ス 申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、入札、契約締結等の権限を年間を通して委任する者を置くときには、営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第1号別紙2(1)又は別紙2(2)）又は変更届出書第2面（同規則様式第22号の2第2面）の写し、及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（同規則様式第11号）の写し

セ その他、競争入札参加資格の審査を申請する共同受付参加市町が別に定める「市町別提出書類」

(3) 電子申請に用いる言語等

電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

(4) 特定調達契約

告示2ただし書に規定する一般競争入札参加資格のみの審査を申請しようとする者は、その旨を記載した書類を併せて提出すること。

4 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

5 競争入札参加資格の有効期間

令和9（2027）年4月1日から令和11（2029）年3月31日まで

6 その他

(1) 栃木県と共同受付を実施する市町の競争入札参加資格の審査に係る受付期間等についても同様とする（ただし、申請の手引き等において別に定める場合を除く。）。

(2) 随時審査による競争入札参加資格の審査の受付期間等については、別に公示する。

(3) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の審査の受付期間等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

(4) 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 TEL028-623-2390）

○令和9（2027）年度及び令和10（2028）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

令和9（2027）年度及び令和10（2028）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（令和8（2026）年栃木県告示第431号）1の県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般

競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第12号）第150条第 2 項（同規則第159条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告する。

令和 8 （2026）年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 受付期間

令和 8 （2026）年10月 1 日から同月30日まで

2 申請方法

(1) 電子申請

競争入札参加資格の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う申請（以下「電子申請」という。）によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL028-623-2390）に郵送により提出すること。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書（その 3 の 3）及び県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）（以下「県税納税証明書」という。）、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書（その 3 の 2）及び県税納税証明書（県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。）

イ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書又はその写し（申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、入札、契約締結等の権限を年間を通して委任する者を置くときには、当該営業所の登録証明書又はその写し）

ウ 申請者が法人であるときは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第 1 項に規定する登記事項証明書

エ 申請者が法人であるときは令和 8 （2026）年 8 月 1 日直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人であるときは同日の直前 1 年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

〔注〕申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、ア及びイに掲げる書類、ウ及びエに掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。

オ その他、競争入札参加資格の審査を申請する共同受付参加市町が別に定める「市町別提出書類」

(3) 電子申請に用いる言語等

ア 電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、J I S 第 1 水準及び第 2 水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

イ 電子申請に際し入力される金額、電子申請に際し送信する測量等実績調書等に記録される金額及び提出書類に記載される金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第 95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を入力し、記録し、又は記載すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

令和 9 （2027）年 4 月 1 日から令和11（2029）年 3 月31日まで

5 その他

(1) 栃木県と共同受付を実施する市町の競争入札参加資格の審査に係る受付期間等についても同様とする

(ただし、申請の手引き等において別に定める場合を除く。)

(2) 随時審査による競争入札参加資格の審査の受付期間等については、別に公示する。

(3) 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当 (〒320-8501 宇都宮市塙田 1 - 1 - 20 TEL028-623-2390)

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 （2026） 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下都賀郡壬生町大字藤井字紫代1122番 6、 1122番17の一部、1122番18、1123番 1、1123 番 2、1123番 5	千葉県松戸市松戸新田129番地 6	株式会社スギノテク ニーズ
塩谷郡高根沢町大字大谷字与四郎内96番 8、 96番10、96番11、97番 2	塩谷郡高根沢町大字大谷96番地 4	阿 久 井 諒 太

(都市政策課)

正 誤

発 行 番 号	ペー ジ	行	正	誤
令 和 8 (2026) 年 第714号	467	下から 15	指定理由の消滅	道路用地とするため